

# **豊島区成年後見制度**

# **利用促進基本計画**

**令和 4 年度～令和 5 年度**

**令和 3 年 12 月**  
**豊 島 区**



## ～はじめに～

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来人口推計」によると、日本の総人口は、今後減少を続ける一方、高齢者人口は増加を続け、令和 18（2036）年には 3 人に 1 人が 65 歳以上になると推測しています。

今後、これまで以上に認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれることから、財産管理と身上保護の両面からこの成年後見制度を利用されることが期待されています。しかし、このような制度があるにもかかわらず、十分利用されていない現状にあることから、国は平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律を制定し、各自治体に基本的な計画を定めることを努力義務として示しました。

本区は、75 歳以上の高齢者に占める一人暮らしの割合が全国で最も高く、社会的孤立が生じやすい状況にあることから、令和元年度に総合高齢社会対策推進室を設置し、日本一高齢者にやさしいまちづくりに向けた取り組みを進めています。また、昨年 7 月には「SDGs 未来都市」と「自治体 SDGs モデル事業」に都内で初めてダブル選定され、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、誰もが安心して住み続けられるよう、さらに取り組みを強化しているところです。

計画の策定にあたっては、豊島区保健福祉審議会の下に、学識経験者、専門家、地域の代表の皆様で構成した専門委員会を設置し、検討を深めていただきました。また、制度の利用を強力に推進していくには、地域の皆様や関係者の方々の共通認識が大変重要なことから、計画と併せて利用の促進に関する条例についてもご議論いただきました。

新型コロナウイルス感染症がまん延し、会議も対面からオンライン中心の開催となりましたが、委員の皆様には精力的なご検討のうえ、随所に豊島区らしい特色を盛り込んでいただきました。

結びにあたり、豊島区保健福祉審議会の会長であり、専門委員会の委員長も務めていただきました田中英樹会長をはじめ、委員各位、そして関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。



令和 3 年 12 月

豊島区長

高野之史

---

## 目 次

---

第1章 計画の策定にあたって .....	1
第1節 計画の策定趣旨 .....	1
第2節 計画の期間 .....	3
第3節 計画の位置付け .....	4
第2章 豊島区における成年後見制度を取り巻く現状 .....	6
第1節 高齢者における現状 .....	6
第2節 障害者における現状 .....	10
第3節 成年後見制度における現状と課題 .....	12
第4節 福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」 .....	17
第3章 計画の理念及び体系 .....	18
第1節 基本理念と基本方針 .....	18
第2節 施策の体系 .....	19
第4章 施策の内容 .....	20
基本施策Ⅰ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり .....	20
施策1 地域連携ネットワークの構築 .....	20
施策2 中核機関の整備 .....	22
施策3 成年後見人等の養成・支援 .....	24
基本施策Ⅱ 利用者がメリットを実感できる制度の運用 .....	26
施策1 支援が必要な人の発見と早期からの相談対応 .....	26
施策2 意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築 .....	28
基本施策Ⅲ 制度の利用促進 .....	30
施策1 制度の周知・啓発 .....	30
施策2 制度の利用支援 .....	31
第5章 計画の評価及び進行管理 .....	32
資料編 .....	33

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画の策定趣旨

### 1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害によって物事を判断する能力が十分ではない方の日常生活を法律的に支援する制度のことです。お金の管理ができなくなったり、障害のある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」という。）が財産の管理を行うとともに本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ることなどにより、本人の生活や権利を守ります。

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。

しかしながら、制度の利用の必要性の高まりに対して、成年後見人等への支援体制が不十分で、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な人に制度が十分利用されていないという実態があります。

こうした状況を踏まえ、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月13日施行（以下「法」という。））を制定するとともに、成年後見制度利用促進基本計画（以下「国計画」という。）を閣議決定（平成29年3月24日）しました。

法では、市町村が、国計画を勘案して、基本的な計画を定めるよう努めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月13日施行）における

### 成年後見制度の基本理念

#### ①ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

#### ②自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

#### ③身の上の保護の重視

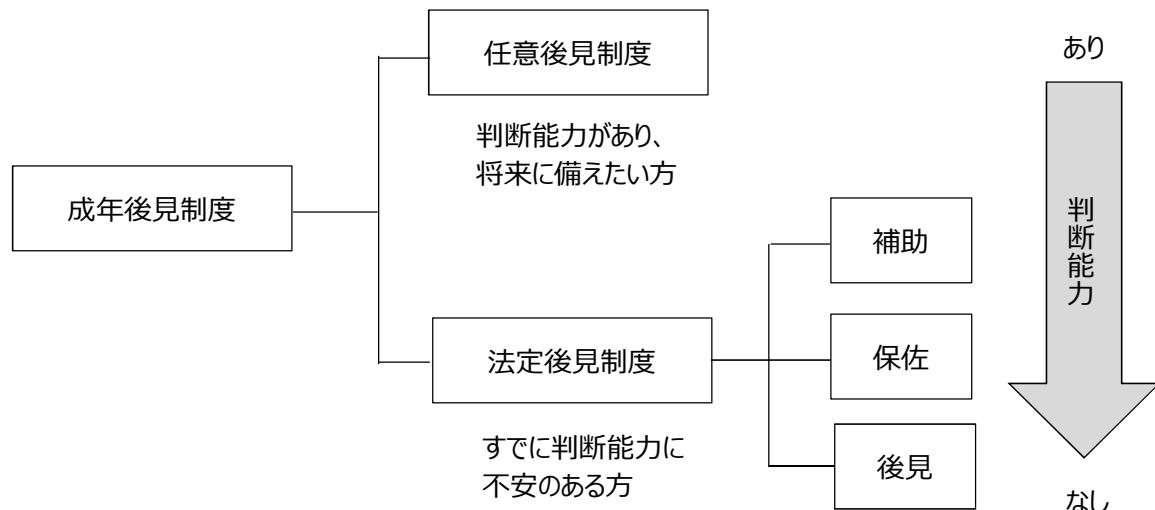
本人の財産の管理のみならず、身の上の保護が適切に図られるべきこと。

## 2 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害によって判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する制度のことです。例えば、お金の管理ができなくなったり、悪質商法にだまされたり、または障害のある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人等が財産の管理、契約の代理や取り消し、介護・医療へのサポートをすることで本人の財産や権利を守ります。

成年後見人等は、本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）などから家庭裁判所が選任します。

また、これから本格的な超高齢社会を迎える中で、将来判断能力が不十分になったときに備えてあらかじめ任意後見人を決めておく「任意後見制度」や、成年後見制度の趣旨と内容を理解し社会貢献したいという熱意をもった「社会貢献型後見人（区民後見人）」が注目されています。



区分	対象となる方	援助者	
補 助	判断能力が不十分な方	補助人	監督人を選任することがあります。
保 佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
後 見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

(裁判所ホームページより)

### 3 計画の目的

成年後見制度の利用促進を積極的に図っていくためには、より多くの方に成年後見制度への理解を深めていただくとともに、制度を必要とする方が安心して利用できる仕組みづくりの構築に向けて、行政、地域、関係団体等が連携し、地域が一体となって取り組んでいかなければなりません。

そこで、豊島区は、区民一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指して、「豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「豊島区成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

### 第2節 計画の期間

本計画は、高齢者や障害者など分野横断的に取り組む基本的な計画であることから、計画の期間を令和4年度から令和5年度までの2年間とし、令和6年度からは豊島区地域保健福祉計画に統合します。

計画名	年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
豊島区基本計画（10年間）		後期 (R3～R7)				
豊島区地域保健福祉計画（6年間）		H30～R5			R6～R11	
豊島区成年後見制度 利用促進基本計画（2年間）			R4～R5		統合	

### 第3節 計画の位置付け

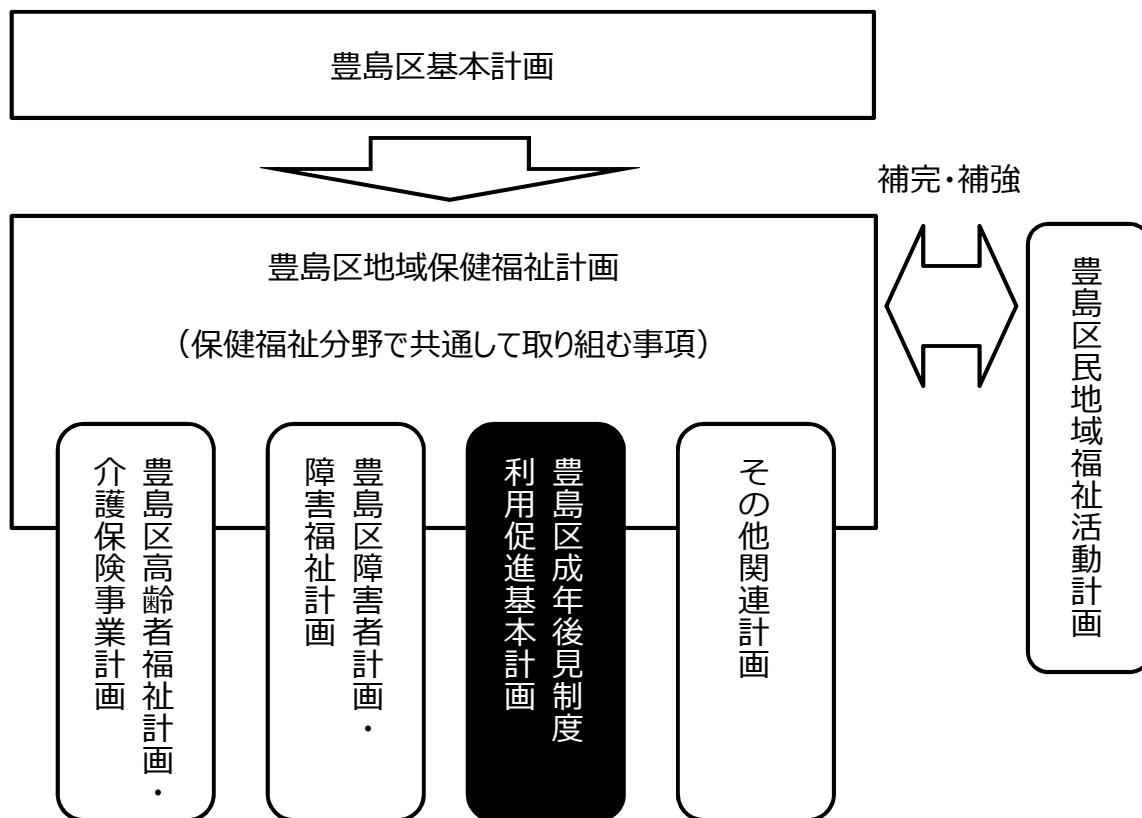
#### 1 計画の根拠

本計画は、法第14条（市町村の講ずる措置）及び条例第7条（計画の策定）に基づき、国計画を勘案して、豊島区における成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めるものです。

#### 2 上位計画等との関係

本計画は、区の最上位計画に位置付けられる「豊島区基本計画」と調和し、体系上の関連計画である「豊島区地域保健福祉計画」と一体的に連動して取り組み、「豊島区高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「豊島区障害者計画・障害福祉計画」、その他の関連計画との整合性を図ります。

また、豊島区民社会福祉協議会が策定した「豊島区民地域福祉活動計画」とも関連しています。



### 3 豊島区地域保健福祉計画における権利擁護支援と成年後見制度利用促進

豊島区地域保健福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定にもとづく地域福祉計画として、地域の福祉について「共通して取り組むべき事項」を記載するとともに、区の基本構想および基本計画を具体化し、地域保健福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにするものです。

豊島区地域保健福祉計画では、施策⑤として権利擁護の推進を掲げ、施策の目標、取り組み方針を定めるとともに、「成年後見制度の普及・啓発および利用促進」を主な取り組みの一つにしています。

#### 豊島区地域保健福祉計画 平成 30 年 3 月改定

施策  
⑤

#### 権利擁護の推進

※66～67 頁より抜粋

##### 【施策の目標】

すべての区民の人間性が尊重され、自分らしく生きていけるよう、積極的に意識啓発を行います。また、心身の機能が低下した場合にも一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、暴力・虐待防止や権利擁護体制の整備を推進します。

##### 取り組み方針② 虐待防止および権利擁護体制の強化

認知症高齢者の増加や障害者の高齢化などを踏まえ、成年後見制度の利用促進を図るため、社会福祉協議会の福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」との連携強化により権利擁護体制の充実を図るとともに、成年後見制度の普及・啓発、関係機関とのネットワークづくりなどを推進していきます。

##### 主な取り組み

- 成年後見制度の普及・啓発および利用促進

## 第2章 豊島区における成年後見制度を取り巻く現状

### 第1節 高齢者における現状

#### 1 高齢者人口と高齢化率

豊島区の高齢者人口は平成28年頃から増加が緩やかになり、令和元年から減少に転じています。令和3年1月1日時点の高齢者数は57,293人です。総人口に占める割合（高齢化率）は19.94%となっています。高齢者人口は令和7（2025）年頃まで緩やかに減少し、その後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて増加していくものと予測されます。



	実績値						推計値					推計値(長期)		
	2016 (H28年)	2017 (H29年)	2018 (H30年)	2019 (R1年)	2020 (R2年)	2021 (R3年)	2022 (R4年)	2023 (R5年)	2024 (R6年)	2025 (R7年)	2030 (R12年)	2035 (R17年)	2040 (R22年)	
65~74歳(人)	29,467	29,082	28,757	28,236	27,767	27,708	26,280	25,592	24,904	24,214	26,432	31,395	36,181	
75~84歳(人)	18,931	19,267	19,471	19,725	19,912	19,512	20,694	21,195	21,696	22,197	20,945	18,440	20,266	
85歳以上(人)	8,764	9,115	9,370	9,549	9,756	10,073	10,232	10,353	10,474	10,595	11,214	12,472	11,477	
高齢者数(人)	57,162	57,464	57,598	57,510	57,435	57,293	57,206	57,140	57,074	57,006	58,591	62,307	67,924	
高齢化率(%)	20.37%	20.21%	20.06%	19.86%	19.79%	19.94%	19.80%	19.72%	19.64%	19.56%	19.94%	20.98%	22.59%	

出典：住民基本台帳（各年1月1日）

※推計値は独自推計値を使用（基準年（令和2年10月）の男女別・年齢階級別人口に、年齢階級別変化率（生残率及び純移動率）を乗算（コホート要因法））

## 2 一人暮らし高齢者

豊島区の一人暮らし高齢者の割合は、平成 27 年時点で 33.8% となっており、東京都平均の 24.6% よりも高く、全国平均 17.7% のおよそ 2 倍にあたります。

また、居住形態で見ると、民営借家に住む一人暮らし高齢者の割合は、42.0% と 23 区平均の 32.8% よりも約 9% 高くなっています。

[一人暮らし高齢者割合及び借家割合]

	高齢者人口(人)	一人暮らし 高齢者数(人)	民営借家住まい 一人暮らし高齢者 数(人)	一人暮らし高齢者/ 高齢者人口(%)	民営借家住まい/ 一人暮らし高齢者 (%)
豊島区	57,418	19,403	8,142	33.8	42.0
23 区	1,997,870	539,014	176,852	27.0	32.8
東京都	3,005,516	739,511	219,875	24.6	29.7
全国	33,465,441	5,927,686	1,349,667	17.7	22.8

[高齢者人口における一人暮らし高齢者割合の推移]



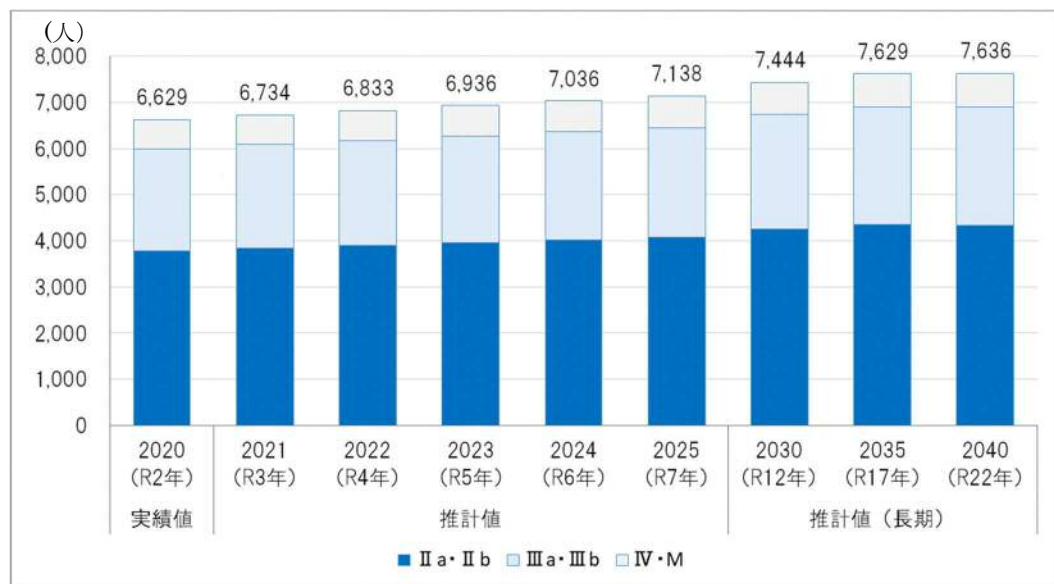
[一人暮らし高齢者の民営借家住まいの割合の推移]



出典：総務省「国勢調査」（平成 27 年 10 月 1 日）

### 3 認知症高齢者

要介護認定を受けた方の認定調査時の日常生活自立度（※）のうち、Ⅱ a 以上の方を認知症高齢者としてカウントすると、令和 2 年 4 月 1 日時点で 6,629 人です。認知症高齢者は今後も緩やかに増加し、令和 22（2040）年には 7,600 人程度まで増加することが予測されます。



	実績値	推計値						推計値（長期）		
		2020 (R2年)	2021 (R3年)	2022 (R4年)	2023 (R5年)	2024 (R6年)	2025 (R7年)	2030 (R12年)	2035 (R17年)	2040 (R22年)
II a・II b	3,792	3,849	3,905	3,962	4,017	4,073	4,249	4,350	4,343	
III a・III b	2,198	2,236	2,269	2,307	2,343	2,378	2,489	2,558	2,566	
IV・M	639	649	659	667	676	687	706	721	727	
計	6,629	6,734	6,833	6,936	7,036	7,138	7,444	7,629	7,636	

出典：認定者データ（令和 2 年 4 月 1 日）

推計値は独自推計値を使用（基準年（令和 2 年）の男女別・年齢階級別人口に占める認知症高齢者の割合を、将来推計人口の年齢階級別人口に乗じている）

※日常生活自立度の判定基準は以下のとおり

自立：認知症の症状はない。

I : 何等かの認知症の症状を有するが日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

II : 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

II a : 上記症状が家庭外でみられる。II b : 上記症状が家庭内でみられる。

III : 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

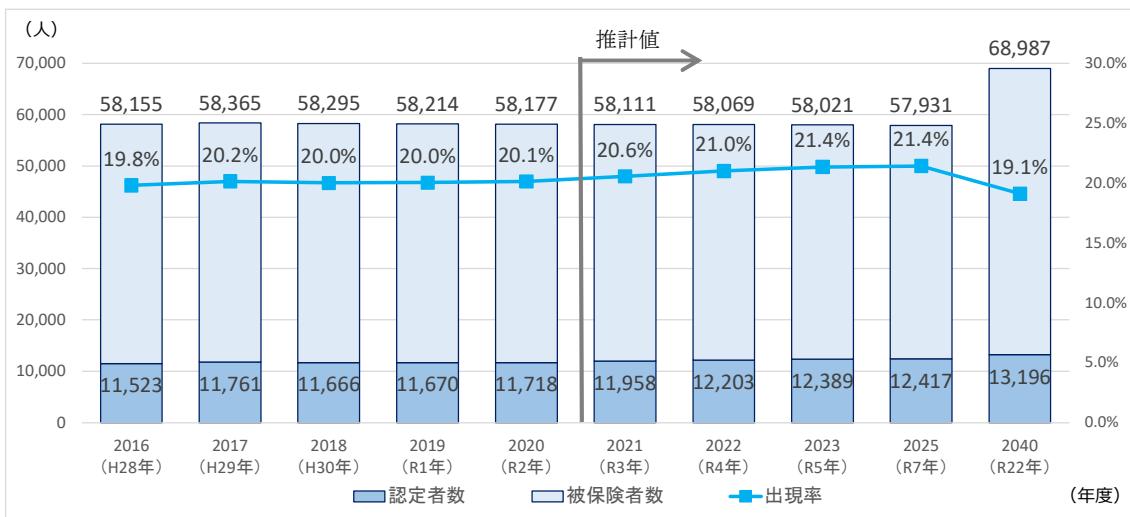
III a : 日中を中心として上記Ⅲの状態がみられる。III b : 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。

IV : 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

M : 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

#### 4 第1号被保険者数と要介護認定者数の推移

第1号被保険者数（※1）は平成29年をピークに減少に転じ、令和2年9月末には58,177人となりました。令和3年以降の第1号被保険者数は、微減していくと予測されます。また、第1号被保険者に占める要介護認定者数の割合（以下「出現率」といいます。）は2割程度で、令和3年度以降緩やかに増加していきますが、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳に到達するため、出現率が下がることが予測されます。



年度	第1号被保険者数(人)	第1号認定者数(人)	出現率(%)	第2号認定者数(※2)(人)	認定者数合計(人)	推計値
2000(H12)	44,625	5,149	11.54%	175	5,324	
2016(H28)	58,155	11,523	19.81%	213	11,736	
2017(H29)	58,365	11,761	20.15%	220	11,981	
2018(H30)	58,295	11,666	20.01%	206	11,872	
2019(R1)	58,214	11,670	20.05%	203	11,873	
2020(R2)	58,177	11,718	20.14%	196	11,914	
2021(R3)	58,111	11,958	20.58%	196	12,154	
2022(R4)	58,069	12,203	21.01%	202	12,405	
2023(R5)	58,021	12,389	21.35%	208	12,597	
2025(R7)	57,931	12,417	21.43%	212	12,629	
2040(R22)	68,987	13,196	19.13%	233	13,429	

出典：各年度事業状況報告3月報、ただし、令和2年度は9月報

※1 第1号被保険者：介護保険の被保険者のうち65歳以上の人

※2 第2号認定者：介護保険の被保険者のうち40歳～64歳で医療保険に加入しており特定疾病により要介護認定を受けている人

## 第2節 障害者における現状

### 1 愛の手帳所持者数

令和元年度現在、愛の手帳所持者数は 1,224 人となり、ほぼ年々増加している傾向が見られます。

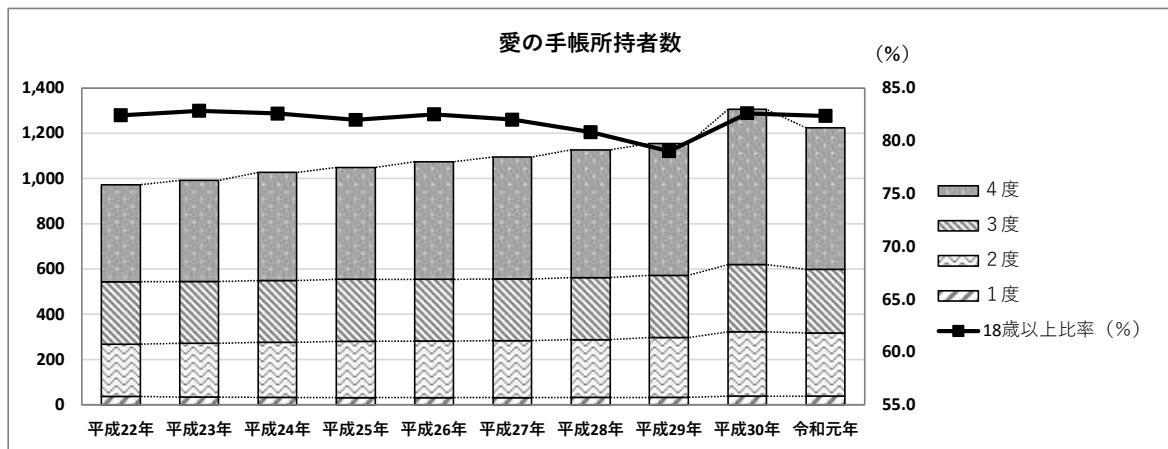
(単位:人)

年度	国	東京都	豊島区 総数				
				1度	2度	3度	4度
平成 22 年	826,585	69,807	973	37	231	275	430
平成 23 年	878,502	72,261	991	34	238	273	446
平成 24 年	908,988	74,971	1,027	33	243	273	478
平成 25 年	941,326	77,633	1,049	32	249	274	494
平成 26 年	974,898	80,369	1,074	32	250	272	520
平成 27 年	1,009,232	82,999	1,095	32	252	272	539
平成 28 年	1,044,573	85,650	1,127	33	255	274	565
平成 29 年	1,079,938	88,168	1,154	33	264	275	582
平成 30 年	1,115,962	90,630	1,305	38	284	297	686
令和元年	1,151,284	93,171	1,224	38	280	281	625

出典：国 – 令和元年度福祉行政報告例結果の概況

東京都 – 東京都の福祉・衛生 統計年報

豊島区 – 豊島区の社会福祉（令和元年度版）



## 2 精神障害者保健福祉手帳交付等状況

精神障害者保健福祉手帳申請件数は増加傾向であり、令和元年度は1,386件となっています。

### ◆精神障害者保健福祉手帳申請状況

年度	国	東京都	豊島区
	手帳所持者数	手帳申請件数	
平成22年	594,504人	61,880人	646件
平成23年	635,048人	67,066人	714件
平成24年	695,699人	73,667人	757件
平成25年	751,150人	79,646人	848件
平成26年	803,653人	86,461人	924件
平成27年	863,649人	93,935人	1,024件
平成28年	921,022人	100,999人	1,095件
平成29年	991,816人	108,532人	1,207件
平成30年	1,062,700人	118,352人	1,228件
令和元年	1,073,920人	127,505人	1,386件

### ◆自立支援医療負担申請件数 (精神通院医療)

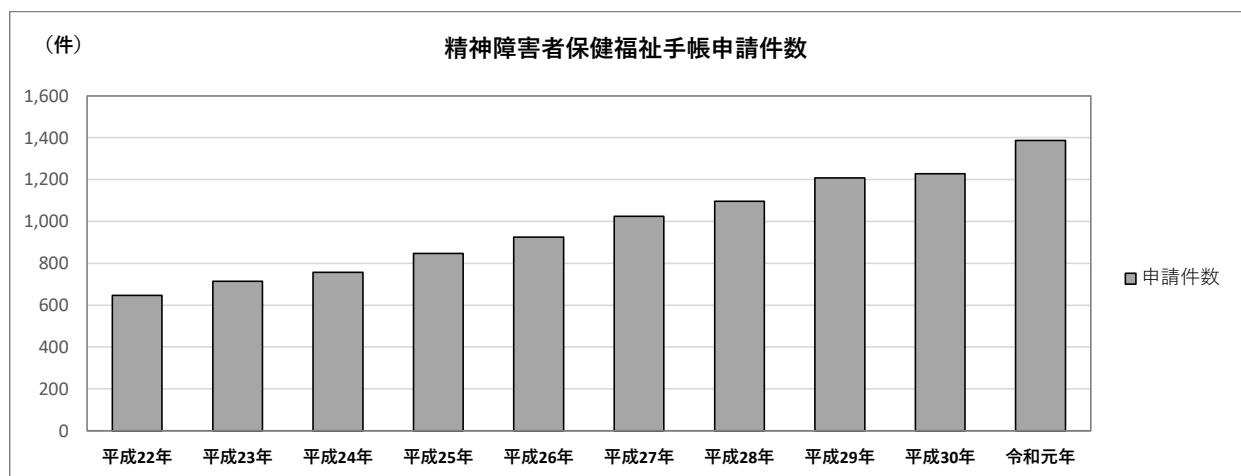
年度	件数
平成22年	1,201件
平成23年	2,521件
平成24年	1,605件
平成25年	1,951件
平成26年	1,733件
平成27年	2,594件
平成28年	2,597件
平成29年	3,219件
平成30年	2,746件
令和元年	2,837件

出典：国 - 令和元年度衛生行政報告例結果の概況

東京都－東京都の福祉・衛生 統計年報

豊島区－豊島区の社会福祉（令和元年度版）

※豊島区の自立支援医療負担申請件数は、新規申請および診断書提出のある更新申請の件数である。



### 第3節 成年後見制度における現状と課題

#### 1 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
540	401	100	28	11

※令和2年12月31日時点で東京家裁（立川支部含む）が管理している本人数を集計したもの。

#### 2 成年後見関係事件の申立件数（令和2年）

合計	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見 監督人選任
108	78	21	8	1

※東京家裁（立川支部含む）に対して令和2年1月から令和2年12月までに申し立てのあった成年後見関係事件の件数を集計したもの。

#### 3 成年後見人等と本人との関係別件数（令和2年）

	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	合計
			9		1	30	65				1			1		107
後見			7			25	47				1			1		81
保佐			2			4	14									20
補助					1	1	4									6

※東京家裁（立川支部含む）において令和2年1月から令和2年12月までに後見開始、保佐開始及び補助開始事件で開始の審判がなされた事件を対象に、開始時に選任された後見人、保佐人及び補助人と本人との関係を類型別に集計したもの。

#### 4 区長申立て件数

年度		H28	H29	H30	R元	R2
件数		26	35	38	39	59
内 訳	高齢者	26	33	35	36	54
	障害者	0	2	3	3	5

※出典：豊島区の社会福祉（令和3年版）

#### 5 成年後見人等報酬助成件数及び助成額

区分		年度	H28	H29	H30	R元	R2
高齢者	件数（件）	11	12	16	21	21	21
	助成額（千円）	2,509	2,598	3,362	3,967	4,656	
障害者	件数（件）	1	1	0	2	2	2
	助成額（千円）	468	108	0	1,062	1,266	
合計	件数（件）	12	13	16	23	23	23
	助成額（千円）	2,977	2,706	3,362	5,029	5,922	

※成年後見人等報酬助成額基準：在宅 28,000 円／月、施設入所者 18,000 円／月、

社会貢献型後見人（区民後見人） 5,000 円／月

#### ■成年後見制度利用支援事業

- ・認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある方で、成年後見制度を利用することが適当であると認められた方に対し、成年後見制度の利用を支援する事業で、申立て支援（区長申立てを含む）、成年後見人等の報酬助成を行います。
- ・高齢者では、地域支援事業の任意事業、障害者では地域生活支援事業の必須事業と位置付けられています。

## 6 成年後見等開始審判申立費用助成件数及び助成額（社会福祉協議会自主事業）

年度	H28	H29	H30	R元	R2
件数（件）	9	2	5	9	13
助成額 (千円)	1,497	349	919	1,139	1,792

## 7 地域福祉権利擁護事業<sup>※1</sup> 利用者数

単位：件

区分	年度	H28	H29	H30	R元	R2
認知症高齢者		34	35	28	21	26
知的障害者		4	4	8	12	12
精神障害者		8	9	12	12	10
その他 <sup>※2</sup>		3	3	3	3	3
対象拡大 <sup>※3</sup>		3	3	4	4	1
合計		52	54	55	52	52

※1 地域福祉権利擁護事業：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

※2 その他：高次脳機能障害などの契約者を指します。

※3 対象拡大：判断能力には低下の無い身体障害者や虚弱高齢者などの契約者を指します。

## 8 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行件数

年度	H28	H29	H30	R元	R2
件数	12	2	10	9	3

## 9 社会貢献型後見人（区民後見人）関連

養成者数（累計）	34名
後見活動メンバー登録者数※（累計）	23名
後見活動メンバー登録者数（令和3年3月31日現在）	12名
後見受任者数及び受任件数（令和3年3月31日現在）	7名 7件
後見受任者数及び受任件数（累計）	10名 14件

※講習修了後、後見受任を目指し社協へ登録している者（受任した者も含め登録者としている）

## 10 社会福祉協議会における法人後見、後見監督実施状況

後見受任件数（累計）	32件
後見受任件数（令和3年3月31日現在）	5件
後見監督人受任件数（累計）	14件
後見監督人受任件数（令和3年3月31日現在）	7件

## 11 後見推定ニーズ

総人口の1%（潜在的利用者）（※1）	2,873人	（※2）
成年後見制度利用者数（合計）（※3）	540人	

（※1）日本成年後見法学会 新井誠氏による試算

（※2）豊島区人口 287,300人（令和3年1月1日時点）

（※3）令和2年12月31日時点で東京家裁（立川支部含む）が管理している本人数

（後見・保佐・補助・任意後見）を集計したもの（豊島区分）

## 12 今後の課題

### ①成年後見制度及び制度利用によるメリットの認知度向上

成年後見制度や利用によるメリットを広く周知することにより、必要な人が制度を利用できるようにする必要があります。

### ②関係者への成年後見制度の周知・啓発

福祉、医療、地域の関係者等に対して、成年後見制度の周知・啓発を図ることにより、支援が必要な人に適切な支援が届く仕組みづくりが必要となります。

### ③ニーズの把握

関係機関の相談窓口からニーズを把握するとともに、潜在ニーズをどのように把握していくのかが課題となります。

### ④担い手の養成・支援

成年後見制度の利用促進も踏まえた需要に対応していくためには、どのように担い手を育成し、支援していくのか、具体的な方策を講じる必要があります。

### ⑤適切な成年後見人等候補者の選定（受任者調整（マッチング））

本人にとって最も適切な成年後見人等を家庭裁判所が選任できるよう、家庭裁判所との連携強化を図り、適切な成年後見人等候補者を選定できる仕組みづくりを構築するとともに、本人の状況に応じて、新たな成年後見人等候補者を推薦するなど成年後見人等の交代等への対応が求められます。

### ⑥成年後見人等への支援

親族後見人等、社会貢献型後見人（区民後見人）等、専門職後見人等が安心して適切に後見業務に取り組める支援体制の構築が必要となります。

### ⑦法人後見・社会貢献型後見人（区民後見人）の受任件数増加への取り組み

今後の更なる制度利用の需要に対応するためには、これまで以上に法人後見・社会貢献型後見人（区民後見人）の受任件数を増やしていく必要があります。

### ⑧意思決定支援の推進

成年後見人等が本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行えるよう、本人の意思決定の支援が適切に行われる取り組みが求められます。

### ⑨地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へのスムーズな移行

本人の判断能力に応じて、関連制度から成年後見制度へスムーズに移行できるよう、制度間の連携強化が求められます。

### ⑩申立費用助成や成年後見人等への報酬助成のあり方

制度の利用ができずに適切な支援が受けられないことがないよう、事業周知を含む助成制度のあり方を検討する必要があります。

#### **第4節 福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」**

豊島区では、福祉サービス利用者の権利擁護等の仕組みづくりを検討するため、平成14年4月に「（仮称）福祉サービス権利擁護センター開設検討委員会」が設置され、平成15年1月に報告書がまとめられました。その中で、福祉サービス権利擁護センターを設置することや、センターの運営については、既に地域福祉権利擁護事業に取り組み、地域に根ざした福祉活動を展開している社会福祉協議会が運営すること等の方針が示されました。それを受け、平成15年4月に社会福祉協議会内に福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」が設置されました。

「サポートとしま」は、福祉サービスの利用に関する相談や苦情対応とともに、成年後見制度の相談や利用支援を行い、平成19年9月には東京都の事業に基づく「成年後見制度推進機関」に位置付けられました。また、区民からの遺贈（寄付金）を活用した成年後見等開始審判申立費用助成事業の実施をはじめ、法人後見及び法人後見監督事業、社会貢献型後見人（区民後見人）養成講習の実施等、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

これらの事業実施にあたっては、区関係者や高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等の関係機関と連携し、必要に応じて弁護士による専門相談を活用しながら対応しています。また学識経験者、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、地域団体や障害者団体の代表者がメンバーである「福祉サービス権利擁護事業推進委員会」において、事業の公平性や適格性について確認するとともに、事業への指導助言を受ける体制が作られ、現在に至っています。

また社会福祉協議会では、地域のボランティアの協力による家事援助の仕組みである在宅福祉サービス事業や、個別支援と地域支援を併せて実施するコミュニティソーシャルワーク事業（豊島区からの受託事業）を長年実施し、令和3年2月には豊島区の終活サポート事業を受託する等、身体や判断能力の低下に至るまでの間の支援を行っています。

これからの「サポートとしま」には、さまざまな事業を開拓する中で、成年後見制度等の利用が必要な方を早期に見いだして支援に繋げていくことを始め、国計画等の趣旨を踏まえた新たな体制の整備を担っていくことが求められています。

## 第3章 計画の理念及び体系

### 第1節 基本理念と基本方針

豊島区では、区民等の参画と協働を基本とした基本構想に掲げる将来像「未来へ ひびきあう人 まち・としま」の実現に向け、その具体化を図る基本計画と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

#### 基本理念

個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち

#### 基本方針

##### ① 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

##### ② 自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

##### ③ 健康で自立した地域生活の促進

すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

##### ④ 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO 法人、地域活動団体等と区が協働することにより地域保健福祉を推進する新たな支え合いによる地域社会を築きます。

##### ⑤ サービスの総合化

身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などのさまざまな生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。

※本計画は、豊島区地域保健福祉計画と一体的に取り組むため、「基本理念」及び「基本方針」を豊島区地域保健福祉計画と一緒にします。

## 第2節 施策の体系

基本施策	施 策	主な取り組み	頁
I 権利擁護支援の 地域連携ネット ワークづくり	1 地域連携ネットワークの構築	①「チーム」による支援	20
		②協議会の設置	20
	2 中核機関の整備	①中核機関の運営	22
		②中核機関の役割	23
	3 成年後見人等の養成・支援	①社会貢献型後見人（区民後見人）の養成・支援	24
		②親族後見人等への支援	24
		③専門職後見人等への支援	25
		④社会福祉協議会による法人後見の促進	25
II 利用者がメリット を実感できる 制度の運用	1 支援が必要な人の発見と早期からの相談対応	①支援ニーズの把握	26
		②相談体制の強化	27
		③任意後見等の利用促進	27
		④関連制度からのスムーズな移行支援	27
	2 意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築	①支援体制の構築	28
		②意思決定支援の推進	28
		③適切な成年後見人等候補者の選定	28
III 制度の利用促進	1 制度の周知・啓発	①区民への周知・啓発	30
		②関係者への周知・啓発	30
	2 制度の利用支援	①区長申立ての実施	31
		②申立費用助成の検討	31
		③成年後見人等への報酬助成	31

## 第4章 施策の内容

### 基本施策Ⅰ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制を目指し、相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、従来の保健・医療・福祉の連携に加え、司法も含めた地域連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築します。

#### 施策1 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークでは、①本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応、②チームを支援する協議会の設置、という2つの基本的な仕組みを構築します。

#### 主な取り組み

##### ①「チーム」による支援

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ成年後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みを構築します。

##### ②協議会の設置

- ・後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、一人ひとりの状況に応じて、「チーム」で対応することに加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。
- ・チームを支援するための協議や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行うため、豊島区は新たに、専門職団体、関係機関、地域団体等により構成される、「（仮称）豊島区成年後見制度利用促進協議会」を設置します。

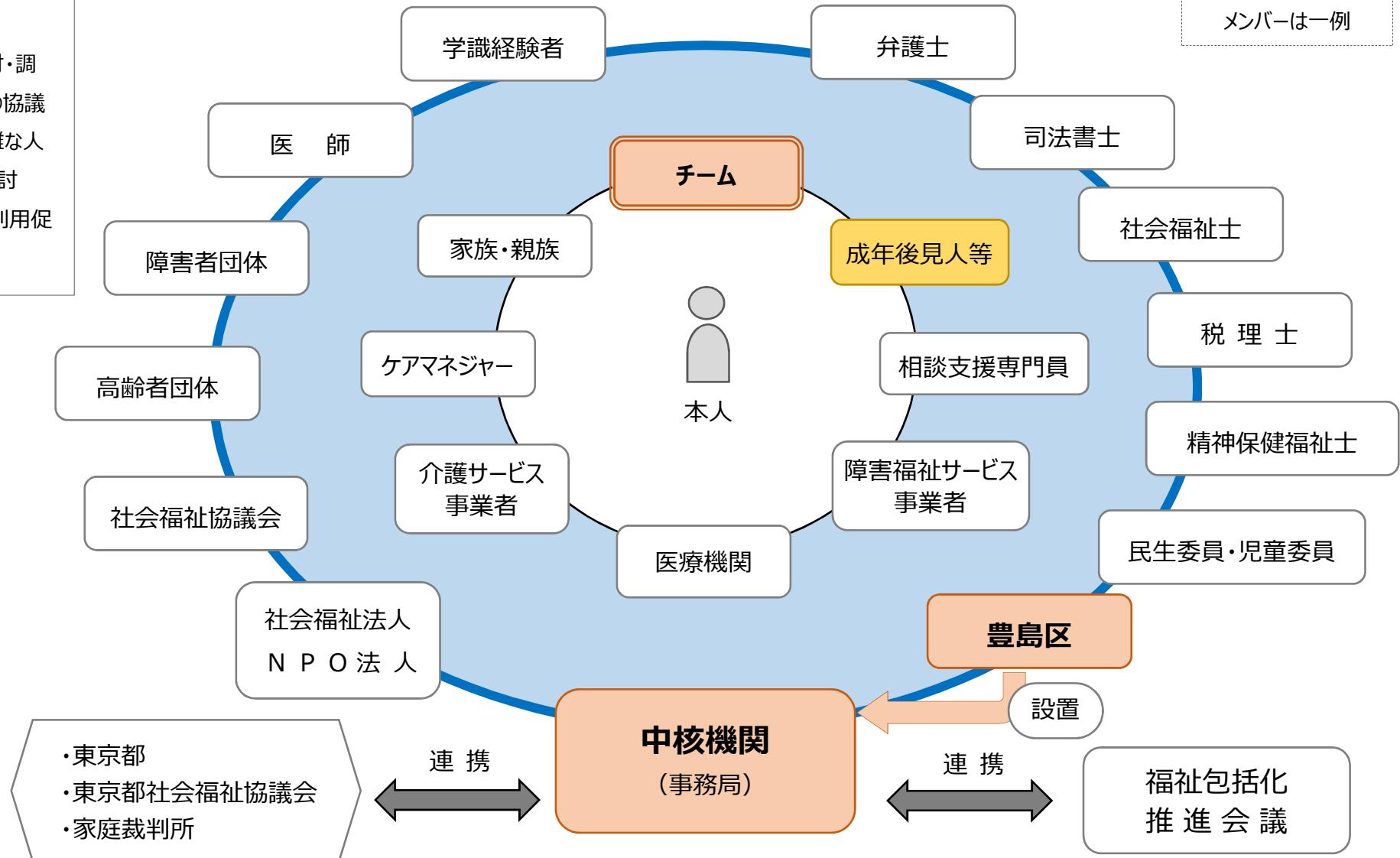
## (仮称) 豊島区成年後見制度利用促進協議会 (案)

### ◆協議項目 (案)

- ①中核機関の運営状況
- ②チームを支援するための協議
- ③地域課題の検討・調整・解決のための協議
- ④意思決定が困難な人への支援等の検討
- ⑤その他、制度の利用促進にかかる事項

21

協議会、チームの  
メンバーは一例



## **施策2 中核機関の整備**

地域連携ネットワークを整備し、協議会を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要です。中核機関は、さまざまな事例に対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を果たします。

### **主な取り組み**

#### **①中核機関の運営**

- ・平成15年4月に豊島区民社会福祉協議会の自主事業として、福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」が開設されました。さらに、平成19年9月には東京都の成年後見制度推進機関に位置付けられ、高齢者や障害のある方等の福祉サービスや成年後見制度の利用に関する支援を行ってきました。
- ・福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」がこれまで培ってきた専門性や実績を活かすとともに、豊島区の責任において成年後見制度の利用促進を図る観点から、中核機関の運営は豊島区民社会福祉協議会に委託して実施し、併せて必要な体制整備を図ります。
- ・中核機関の運営及び成年後見制度の利用促進に当たっては、適切な個人情報の取り扱いと管理を図ります。

※中核機関は、令和4年度に設置予定

## ②中核機関の役割

中核機関は、次の3つの役割を担います。また、中核機関で受け付けた相談のうち、成年被後見人等本人やその世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が難しい事例については、豊島区が設置している福祉包括化推進会議※と連携して支援にあたります。

※福祉包括化推進会議：単独の組織では対応が困難な制度の狭間の課題や複数の関係課・関係機関にまたがる複雑・複合的な課題に対して、分野横断的な支援体制の構築を図るため、区役所関係窓口のほか、豊島区民社会福祉協議会に福祉包括化推進員を配置し、課題解決に向けた全体調整を行っている。

### ① 司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進歩管理・コーディネート等を行う

### ② 事務局機能

地域における協議会を運営する

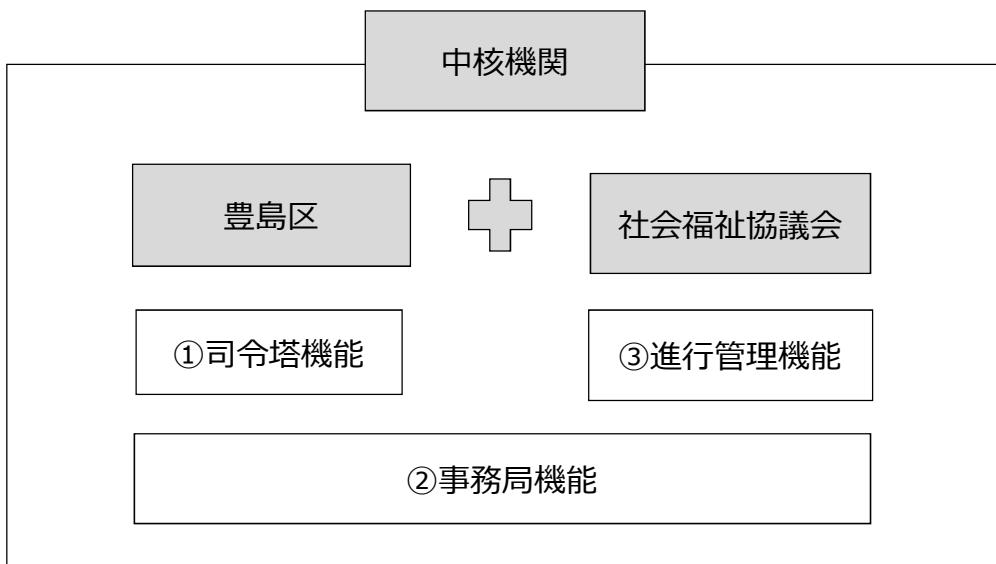
### ③ 進行管理機能

地域において、「3つの検討・専門的判断」※を担保する

※「3つの検討・専門的判断」：

- ①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

上記①～③を通じて、中核機関は、個別のチーム（本人、成年後見人等、身近で支援する関係者）に対する専門職等によるバックアップを担保する



### **施策3 成年後見人等の養成・支援**

今後の成年後見制度の利用促進の取り組みも踏まえた需要に対応し、成年後見人等の担い手を十分に確保するため、社会貢献型後見人（区民後見人）の養成・支援をさらに推進するとともに、親族後見人等が安心して適切に後見業務に取り組めるよう支援します。また、利用者が長期にわたって安心して制度を利用できるよう、豊島区民社会福祉協議会による法人後見の促進を図ります。

#### **主な取り組み**

##### **①社会貢献型後見人（区民後見人）の養成・支援**

- ・豊島区では、これまで「豊島区における市民後見人の養成について（報告）」（平成26年9月）に基づき、社会貢献型後見人（区民後見人）の養成・支援を行ってきました。
- ・今後の更なる制度利用のニーズに対応するため、現在実施している社会貢献型後見人（区民後見人）養成事業を促進するとともに、社会貢献型後見人（区民後見人）が受任する案件の範囲を見直すことにより、受任可能な範囲を広げ、受任件数の増加につなげます。
- ・社会貢献型後見人（区民後見人）が安心して受任できるよう、相談・助言対応、フォローアップ研修等の実施、社会福祉協議会が後見監督人を受任するなど、社会貢献型後見人（区民後見人）の活動を継続的に支援します。

##### **②親族後見人等への支援**

- ・親族後見人等が安心して適切に後見等業務に取り組めるよう、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備するとともに、日常的に後見業務等の相談を受けられる体制の充実を図ります。
- ・制度に関する講座や研修会等を実施することにより、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じる不正事案の発生を未然に防ぎます。

### **③専門職後見人等への支援**

専門職後見人等は、それぞれの専門性に応じた後見業務を行っていますが、例えば、豊島区の福祉関連事業などは専門外となることから、今後は、地域連携ネットワークを活用して専門職と関連機関等の連携を推進することより、専門職後見人等の活動を支援していきます。

### **④社会福祉協議会による法人後見の促進**

- ・適切な成年後見人等の担い手がいないことで地域生活の継続が困難となる人を支えるためには、社会福祉協議会として法人後見に取り組むことが必要です。
- ・社会福祉協議会が行う法人後見は、①長期間の後見業務を継続して遂行できる、②法人による組織的な事務管理体制により、安全性・信頼性を高めることができる、③訪問による頻繁な見守りが必要な事例、相談や訴えが多い事例、家族全体の見守りが必要な事例等についても組織による対応で支援を継続することができる、等の特性があります。
- ・こうした特性を生かし、社会福祉協議会は、個人の後見等では、生活を支えることが難しい場合の後見ニーズに応えていく役割があります※。
- ・上記を踏まえ、社会福祉協議会による法人後見がさらに促進されるよう、豊島区として必要な支援を行います。
- ・なお、中核機関を受託する豊島区民社会福祉協議会が法人後見を受任する際に、判断の客觀性を担保するため、「（仮称） 豊島区成年後見人等候補者調整会議」（29頁参照）に諮ることとします。

※出典：成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策（全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会）

## 基本施策Ⅱ 利用者がメリットを実感できる制度の運用

成年後見制度においては、成年後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り、権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることが基本となります。

## 施策1 支援が必要な人の発見と早期からの相談対応

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人※の発見に努め、速やかに支援に結び付けるとともに、早期の段階から成年後見制度の利用について、区民が身近な地域で相談できるよう、体制の強化を図ります。

※財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態にあるにも関わらず、必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など

### 主な取り組み

#### ① 支援ニーズの把握

- ・福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、障害相談支援事業所等での相談対応から支援ニーズを把握します。
- ・コミュニティソーシャルワーカー（C SW）※<sup>1</sup>をはじめ、豊島区が行っているさまざまなアウトリーチ活動※<sup>2</sup>を通じて、民生委員・児童委員、町会・自治会、地域の関係団体などと連携を図りながら、制度を知らない、相談先が分からない、支援が必要な自覚がないといった、相談窓口に来られずに地域で困っている人の支援ニーズを早期に把握したうえで、必要な支援につなげます。

※1 コミュニティソーシャルワーカー（C SW）：社会福祉士などの専門資格を持った職員が、地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職のこと。子どもから高齢者まで、全世代を対象に分野を飛び越えた支援を展開している。

※2 アウトリーチ活動：アウトリーチとは、「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味で、医療や福祉の分野で潜在的なニーズや問題等を早期に発見し、必要なサービスや支援につなげるため、支援が必要な人に対して支援者から積極的に訪問して支援を提供すること。

## ②相談体制の強化

中核機関となる豊島区民社会福祉協議会において、法定後見制度や任意後見制度の利用相談に応じ、制度の概要や申立方法について説明を行うとともに、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体の協力を得て、相談体制の強化を図ります。

## ③任意後見等の利用促進

- ・利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取り組みを進めます。
- ・成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、保佐及び補助の類型の利用促進を図ります。

## ④関連制度からのスムーズな移行支援

地域福祉権利擁護事業等の関連制度と成年後見制度の連携を強化し、地域福祉権利擁護事業の対象者のうち、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましい方については、スムーズに成年後見制度へ移行されるように取り組みます。

### 【地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の違いと使い分けについて】

	地域福祉権利擁護事業	成年後見制度（法定後見）
担い手	<ul style="list-style-type: none"><li>○豊島区民社会福祉協議会 (専門員、生活支援員による援助)</li><li>○実施主体は東京都社会福祉協議会</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○補助人、保佐人、成年後見人</li><li>○親族、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職、法人等（家庭裁判所選任）</li></ul>
利用開始の手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>○社会福祉協議会に相談・申込み</li><li>○利用者本人と社会福祉協議会の契約</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○家庭裁判所に申立、家庭裁判所の審判</li><li>○申立てできるのは、本人、配偶者、四親等以内の親族、区長 等</li></ul>
両制度の使い分け	<ul style="list-style-type: none"><li>○必要とする援助の内容が、日常生活の範囲を超え、重大な財産管理や契約行為等に及ぶ場合は、成年後見制度の利用を検討する。逆に援助の内容が、重大な法律行為に関するものではなく、日常生活上のきめ細かな見守りや支援であり、とりわけ適切な福祉サービスを利用するための援助や、日常生活費の範囲内における金銭管理の支援である場合は、地域福祉権利擁護事業を利用することが適当である。</li><li>○判断能力の程度が事業の利用に必要な契約の締結能力を欠く場合は、原則として地域福祉権利擁護事業を利用することはできず、成年後見制度の利用を検討する。</li></ul>	

## **施策2 意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築**

成年後見制度を、本人らしい生活を守るために制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

### **主な取り組み**

#### **①支援体制の構築**

本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備します。

#### **②意思決定支援の推進**

- ・成年後見人等は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、成年後見人等が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させすることが求められます。
- ・そのため、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」など、各種意思決定支援のガイドラインの趣旨を踏まえた意思決定支援が実施できるよう、関係機関と連携して研修会を開催します。

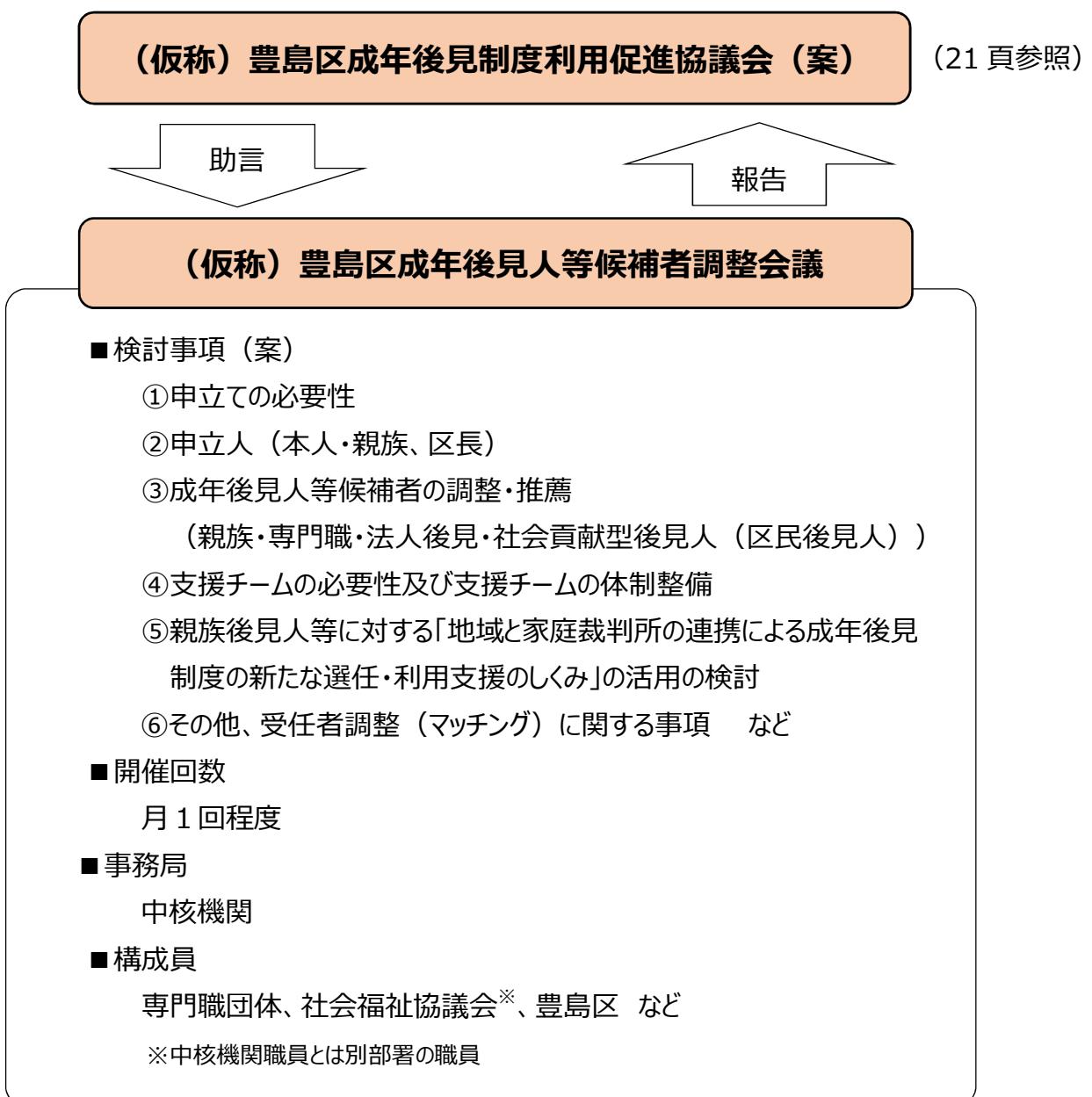
#### **③適切な成年後見人等候補者の選定**

- ・本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な成年後見人等が選任されるためには、家庭裁判所が適切な成年後見人等を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができる仕組みが必要となります。
- ・これまで、豊島区民社会福祉協議会、社会貢献型後見人（区民後見人）が受任する場合には、「社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会法人後見等ケース方針検討会議」を開催してきました。また、区長申立を行う場合は、各担当課において検討し、職種を

決め、候補者について団体から推薦をいたしました。

- ・今後は、候補者調整にかかる会議体を一本化するとともに、客観的な視点を入れるため、「社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会法人後見等ケース方針検討会議」を廃止し、豊島区が新たに外部の有識者を入れた「（仮称）豊島区成年後見人等候補者調整会議」を設置します。
- ・本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と成年後見人等との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな成年後見人等候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行います。

※ （仮称）豊島区成年後見人等候補者調整会議のイメージ



### **基本施策Ⅲ 制度の利用促進**

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害によって物事を判断する能力が十分ではない方の日常生活を法律的に支援する制度です。しかし、制度利用の必要性の高まりに対して、必要な人に制度が十分利用されていないという実態があることから、制度の利用促進のため、制度の周知・啓発を行うとともに、制度の利用支援を進めます。

#### **施策1 制度の周知・啓発**

早期の段階からの制度利用を促進するため、中核機関において任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、区民や関係者など、幅広く周知・啓発を行います。

#### **主な取り組み**

##### **①区民への周知・啓発**

広報としまや区ホームページのほか、パンフレット作成・配布、研修会・セミナーの実施など、さまざまな機会や手段を通じて、情報発信、情報提供を行います。

##### **②関係者への周知・啓発**

地域連携ネットワークを活用し、判断能力が不十分な方と接する機会が多い福祉・医療・地域の関係者等を対象に、研修会やセミナー等を開催することにより、制度への理解を深めてもらうとともに、支援が必要な人の早期発見につなげ、必要な医療、介護等を受けられるようにします。

## **施策2 制度の利用支援**

制度の利用ができずに適切な支援が受けられないことがないよう、身寄りが無い等で申立てが困難な場合に区長申立てを行うとともに、報酬助成を行うことにより、制度の利用が図られるよう支援します。

### **主な取り組み**

#### **①区長申立ての実施**

- ・成年後見制度利用の必要性があり、身寄りが無い等で申立てが困難な場合には、区長申立てを行うとともに、区長申立てに必要な手続きに要する費用を区が負担することにより、制度の利用が図られるよう支援します。
- ・ただし、区が負担した審判請求費用について、家庭裁判所が本人または関係人が負担すべきと判断した場合、区は本人または関係人に対して請求することができます。

#### **②申立費用助成の検討**

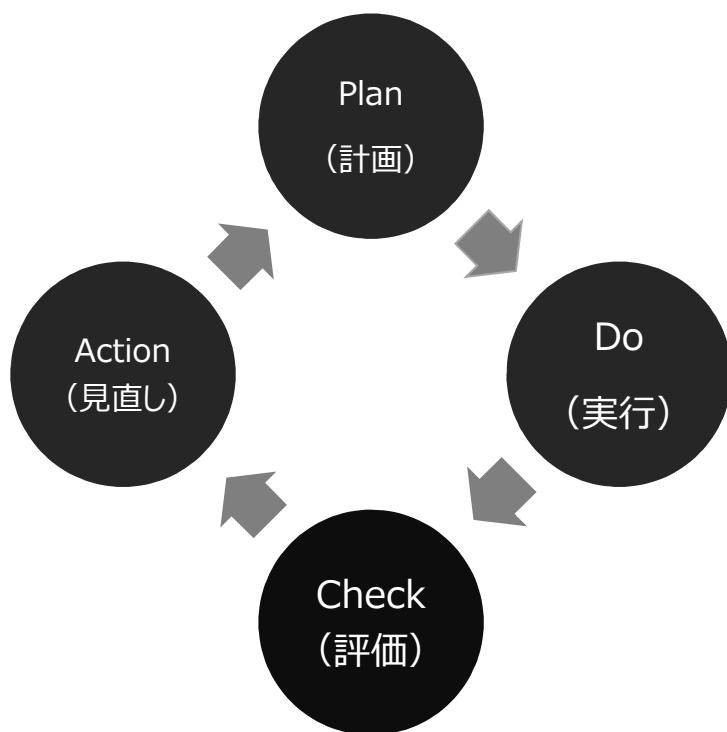
- ・親族及び本人が申し立てる際の費用助成については、これまで豊島区民社会福祉協議会が区民からの寄付を基に自主事業として実施してきましたが、今後は安定的に事業が実施できるよう、区の事業化に向けて検討を進めていきます。

#### **③成年後見人等への報酬助成**

- ・成年後見人等の報酬の支払いが困難な場合には、区長申立てに限らず本人・親族申立ても対象として、一定の要件のもと、報酬助成を行います。
- ・助成制度について事業周知を進めるとともに、他自治体の実施状況等を調査・研究し、報酬助成のあり方について検討していきます。

## 第5章 計画の評価及び進行管理

- ・施策を着実に推進していくため、P D C A サイクル（計画、実行、評価、見直し）を通じて、定期的に点検・評価し、必要に応じて取り組みの見直し等を行っていきます。
- ・本計画の評価及び進行管理は、今後設置する「（仮称）豊島区成年後見制度利用促進協議会」と連携・調整を図りつつ、豊島区保健福祉審議会が行います。
- ・豊島区保健福祉審議会では、区が実施する事務事業評価等を活用して豊島区地域保健福祉計画の進捗管理を年1回実施し、その結果を区ホームページで公開しています。
- ・本計画の評価・進行管理も同様に、事務事業評価等を活用し、豊島区地域保健福祉計画の進捗管理とあわせて、豊島区保健福祉審議会で行い、その結果を区ホームページで公開します。



# 資料編

- 1 計画の検討体制
- 2 計画の策定経過
- 3 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例
- 4 豊島区保健福祉審議会条例
- 5 豊島区保健福祉審議会条例施行規則
- 6 豊島区保健福祉審議会委員名簿
- 7 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会設置要綱
- 8 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会委員名簿

## 1 計画の検討体制

- ・計画の策定にあたっては、区長から保健福祉審議会会長への諮問（令和2年9月1日付）を受け、保健福祉審議会に「豊島区成年後見制度利用促進専門委員会」を設置しました（同年10月9日）。
- ・専門委員会では、条例素案及び計画素案の検討・作成を行い、パブリックコメントの実施結果を踏まえた専門委員会からの報告に基づき、保健福祉審議会において、さらなる検討を行い、令和3年11月1日、保健福祉審議会会長から区長へ条例案及び計画案の答申を行いました。

## 2 計画の策定経過

開催日	回	会議体名	主な議題等
令和2年度			
9月1日			諮問
10月9日		保健福祉審議会	豊島区成年後見制度利用促進専門委員会の設置
11月2日	<b>第1回</b>	専門委員会	①成年後見制度の現状と課題 ②豊島区の現状
1月19日	<b>第2回</b>	専門委員会	①条例骨子案の検討 ②計画骨子案の検討
令和3年度			
4月28日	<b>第3回</b>	専門委員会	①条例素案の検討 ②計画素案の検討
6月3日	<b>第4回</b>	専門委員会	①条例素案の検討 ②計画素案の検討
7月16日		保健福祉審議会	①条例素案の報告 ②計画素案の報告
パブリックコメントの実施（8月1日～8月31日）			
9月27日	<b>第5回</b>	専門委員会	①パブリックコメントの結果報告 ②条例素案の修正 ③計画素案の修正
11月1日		保健福祉審議会	①パブリックコメントの結果報告 ②条例素案の検討 ③計画素案の検討 答申

### 3 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例

令和3年12月8日  
条例 第 33 号

豊島区は、誰もが共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

こうした取組を進めるに当たって、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。

また、成年後見制度は、権利擁護支援の主要な柱の一つであり、任意後見制度を含め、区民の誰もが利用する可能性があります。

これまでも豊島区では、豊島区民社会福祉協議会とともに権利擁護支援に関する取組を進めてきましたが、制度利用の必要性に対し、実際には十分に利用されていないことから、地域社会全体で制度の利用促進をさらに図っていく必要があります。

そのためには、制度を必要とする方が安心して利用できる仕組みづくりに向けて、行政、地域、関係団体等が連携して取り組んでいかなければなりません。

ここに、豊島区は、区民一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)の責務等を明らかにすることにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。
- (2) 成年被後見人等 法第2条第2項に規定する成年被後見人等をいう。
- (3) 成年後見等実施機関 法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。
- (4) 成年後見関連事業者 法第2条第4項に規定する成年後見関連事業者をいう。
- (5) 親族後見人等 民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族等であって、成年後見人等であるものをいう。
- (6) 専門職後見人等 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士その他の法律又は福祉に関する資格を有する者であって、成年後見人等の職務及び責任に関する専門的な知識を有する専門職である成年後見人等をいう。
- (7) 区民 区の区域内に住所を有する者をいう。

#### (基本理念)

第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわ

しい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、親族後見人等の候補者に対する支援、専門職後見人等との連携及び区民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて、成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

#### (区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (関係者の努力)

第5条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、区が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (区民の理解と協力)

第6条 区民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、区が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (関係機関等の相互の連携)

第7条 区並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

#### (計画の策定)

第8条 区は、法第14条第1項の規定に基づき、区の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するものとする。

#### (地域連携ネットワークの構築等)

第9条 区は、成年後見制度の利用に係る区民の権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を整備するものとする。

#### (豊島区保健福祉審議会への諮問)

第10条 法第14条第2項の規定に基づき区が設置する機関は、豊島区保健福祉審議会条例（平成21年豊島区条例第39号）第1条に規定する審議会（以下「審議会」という。）とする。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議し、答申する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

#### (委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 豊島区保健福祉審議会条例

平成21年6月26日  
条例 第39号

### (設置)

第1条 豊島区における保健福祉に関する重要事項について審議するため、区長の附属機関として、豊島区保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、保健福祉に係る計画の改定その他の重要事項について審議し、答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員28人以内をもって組織する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

### (招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

### (定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年豊島区条例第20号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

## 5 豊島区保健福祉審議会条例施行規則

平成21年9月24日  
規則 第48号

### (趣旨)

第1条 この規則は、豊島区保健福祉審議会条例(平成21年豊島区条例第39号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、豊島区保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、それぞれ各号に定める人数の範囲内において、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区議会議員 4人以内
- (3) 保健医療関係者 3人以内
- (4) 社会福祉関係者 3人以内
- (5) 区内関係団体構成員 5人以内
- (6) 区民 3人以内
- (7) 区職員 5人以内

### (意見聴取等)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。

### (専門委員会)

第4条 会長は、区長の諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (幹事)

第5条 審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第32号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月26日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成27年7月31日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年11月10日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則(平成31年3月14日規則第12号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 6 豊島区保健福祉審議会委員名簿

区分	役職	氏名	所属
外部委員	学識経験者	会長	田中 英樹 東京通信大学人間福祉学部教授
		副会長	神山 裕美 大正大学社会共生学部教授
		委員	宮崎 牧子 大正大学社会共生学部教授
		"	山縣 然太朗 山梨大学大学院総合研究部医学域教授
		"	中島 修 文京学院大学人間学部教授
	区議会議員	"	村上 宇一 自由民主党豊島区議団
		"	島村 高彦 公明党豊島区議団
		"	里中 郁男 都民ファーストの会豊島区議団・民主の会
		"	渡辺 くみ子 日本共産党豊島区議団
	保健医療関係者	"	平井 貴志 豊島区医師会会长
		"	高草木 章 豊島区歯科医師会会长
		"	佐野 雅昭 豊島区薬剤師会会长
	社会福祉関係者	"	横田 勇 豊島区社会福祉事業団理事長
		"	近藤 友克 社会福祉法人豊芯会常務理事
		"	天貝 勝己 豊島区民社会福祉協議会事務局長
	区内関係団体構成員	"	塚田 義信 豊島区町会連合会副会長
		"	寺田 晃弘 豊島区民生委員児童委員協議会会长
		"	外山 克己 豊島区高齢者クラブ連合会会长
		"	磯崎 たか子 豊島区障害者団体連合会会长
		"	根岸 幸子 豊島区青少年育成委員会連合会常任幹事
	区公募	"	荒砥 悅子 公募区民
		"	幅野 裕敬 公募区民
内部委員	区職員	"	保健福祉部長
		"	池袋保健所長
		"	健康担当部長
		"	政策経営部長
		"	子ども家庭部長

## 7 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会設置要綱

令和2年10月9日

区長決裁

### (設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するため、豊島区保健福祉審議会条例施行規則第4条に基づき、豊島区保健福祉審議会に豊島区成年後見制度利用促進専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）（以下「条例（素案）」）を作成すること。
- (2) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画（素案）（以下「計画（素案）」）を作成すること。
- (3) その他成年後見制度の利用促進について、区長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 医師 1人
- (3) 弁護士 2人以内
- (4) 司法書士 1人
- (5) 社会福祉士 1人
- (6) 税理士 1人
- (7) 障害者団体関係者 1人
- (8) 高齢者団体関係者 1人
- (9) 地域団体関係者 1人
- (10) 社会福祉関係者 4人以内

### (任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から、令和4年3月31日でとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

- 3 副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、豊島区保健福祉審議会会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会は、公開することが適当でないと認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。
- 4 委員会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 前項の規定は、第2項ただし書きによる会議について準用する。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 7 委員会は、審議の経過、条例（素案）及び計画（素案）を豊島区保健福祉審議会に報告するほか、必要と認められる審議案件については、関係機関等に報告する。

(幹事)

第7条 委員会の審議を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、区長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

別表（第7条関係）

幹事	保健福祉部総合高齢社会対策推進室長 保健福祉部福祉総務課長 保健福祉部自立促進担当課長 保健福祉部高齢者福祉課長 保健福祉部障害福祉課長 保健福祉部生活福祉課長 保健福祉部介護保険課長 池袋保健所健康推進課長 社会福祉協議会地域福祉推進課長
----	--

## 8 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会委員名簿

◎…委員長、○…副委員長

区分	氏名	所属
学識経験者	田中 英樹 (◎)	東京通信大学人間福祉学部 教授 豊島区保健福祉審議会 会長
学識経験者	岡 孝 (○)	学習院大学 名誉教授 福祉サービス権利擁護事業推進委員会 委員長
弁護士	富永 忠祐	富永法律事務所 所長
弁護士	飯田 健太郎	弁護士法人東京パブリック法律事務所
医師	安倍 英一郎	安倍クリニック 院長
司法書士	井藤 智子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
社会福祉士	笠原 美和子	権利擁護センターぱあとなあ東京 会員
税理士	石川 敏之	東京税理士会豊島支部 成年後見委員会 委員
障害者団体関係者	吉田 康二	豊島区手をつなぐ親の会 理事
高齢者団体関係者	松本 紀生	豊島区認知症「介護者の会」サポーター連絡会
地域団体関係者	松浦 初枝	巣鴨地区民生委員児童委員協議会 会長
社会福祉関係者	天貝 勝己	社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会 事務局長
社会福祉関係者	橋本 早苗	社会福祉法人豊芯会
社会福祉関係者	澤田 潔	社会福祉法人豊島区社会福祉事業団 事務局 企画総務課長
社会福祉関係者	岸 和正	社会福祉法人フロンティア 常務理事

# 豊島区成年後見制度利用促進基本計画

(令和 4 年度～令和 5 年度)

発行：豊島区

編集：保健福祉部福祉総務課

〒171-8422 東京都豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号

電話 03-4566-2422 (直通)

<http://www.city.toshima.lg.jp/>

令和 3 年 12 月発行

